

平成17年12月27日

広島市監査委員 中岡 隆志
同 野曾原 悅子
同 下向井 敏男
同 土井 哲男



監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表

地方自治法第199条第12項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

佐伯区内のちびっこ広場について

- 1 対象部局（課） 教育委員会事務局青少年育成部
- 2 監査結果公表年月日 平成16年6月3日（広島市監査公表第16号）
- 3 監査結果に対する措置状況通知年月日 平成17年12月16日
- 4 監査の結果（指摘事項）
佐伯区内のちびっこ広場について、遊具の破損、廃棄物の放置などが見受けられたので、幼児及び小学校低学年児童の利用上の安全確保に万全を期するため、「ちびっこ広場の設置及び管理運営要領」などに基づき、関係地元住民と連携を取りながら適正な管理運営に努められたい。

5 措置内容

指摘のあった佐伯区内のちびっこ広場のうち、遊具の破損が認められた「古野ちびっこ広場」については、地元関係住民と協議のうえ、破損遊具の撤去を行った。また、廃棄物の放置が認められた「魚切ちびっこ広場」及び「野登呂ちびっこ広場」については、日常的な管理を行うことになっている地元関係住民により廃棄物を撤去した。

今後も、「ちびっこ広場の設置及び管理運営要領」及びこれに基づき地元関係住民と締結している「管理協定」により、地元関係住民とともに広場の適正な管理運営に努めていく。